

令和2年5月18日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

**新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言が解除
になった場合の保育施設の対応について（令和2年5月18日）**

保育施設の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご自宅での保育にご協力いただきありがとうございます。

国は感染拡大に一定の歯止めがかかっている県の緊急事態宣言の解除をしたところですが、今後国が東京都に対して緊急事態宣言期間を前倒しで解除した場合でも、杉並区では5月7日（木曜日）付通知にてお知らせしましたように5月31日（日曜日）まで臨時休園を継続します。出勤を必要とする方への対応等についてもこれまでと同じです。

また、仮に6月以降、臨時休園を解除した場合でも、感染拡大防止等の観点から、6月末までは登園の自粛を予定しています。今後の感染状況や国・都の動向等を踏まえ、6月以降の保育施設の対応については、5月22日（金曜日）以降に改めて通知します。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。